# 町　名　変　更　の　実　施　に　伴　う　手　続　き

令和７年６月時点

**★対象地区：西三河都市計画事業　岡崎駅南土地区画整理事業**

土地区画整理事業の換地処分の公告（令和７年９月 12 日予定）の翌日から町名地番が変更されます。

個別に住所等の変更手続きをしていただくものがありますので、お手数をおかけいたしますが、それぞれ定められた手続きを行っていただくようお願いいたします。

手続の詳細につきましては、担当する機関・部署等に直接お問合せください。

## 内容


住所変更の届出が不要なもの ..... 2

市から郵送されるもの ..... 5

ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの ..... 6

岡崎市に届出が必要な手続き ..... 6

各種カード関係 ..... 6

各種手帳 ..... 7

自立支援医療制度 ..... 8

その他医療助成・福祉サービス・手当関係 ..... 9

図書館利用関係 ..... 11

岡崎市に届出が必要な事業者のかた ..... 12

年金関係 ..... 14

自動車関連の手続き ..... 15

登記関係の手続 ..... 16

保留地を購入したかたがご用意いただく費用 ..... 17

その他個別の事情・契約により必要となる手続き（一例） ..... 18

## ■住所変更の届出が不要なもの（市役所等が修正するもの）

| 変更される内容 | 関係する機関・部署 | | |
|---|---|---|---|
| | 組織・所属名 | | 市外局番(0564)<br>TEL<br>FAX |
| 住民票、印鑑登録証明書記載の住所 | 岡崎市 | 市民課 | 23-6134<br>27-1158 |
| 戸籍記載の本籍<br>※土地区画整理事業の施行区域内に本籍がある人に限ります。 | | | 23-6135<br>27-1158 |
| 生活衛生関係施設の所在地の変更 | | 保健所　生活衛生課 | 23-6187<br>73-6600 |
| 薬事関係施設の所在地の変更 | | 保健所　生活衛生課 | 23-6187<br>73-6600 |
| 犬の登録住所 | | 動物総合センター | 27-0444<br>27-0422 |
| 動物取扱業の登録業務 | | 動物総合センター | 27-0444<br>27-0422 |
| 化製場法第９条の畜舎・家きん舎の許可事務 | | 動物総合センター | 27-0444<br>27-0422 |
| 保育園・認定こども園への届出住所 | | 保育課 | 23-6144<br>23-6540 |
| 浄化槽設置場所住所 | | 廃棄物対策課 | 23-6871<br>23-6536 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 水栓所在地、水道使用者所在地、<br>水道料金請求先住所 | | 上下水道局<br>サービス課 | 23-6350<br>23-8130 |
| 不動産登記簿（土地）の表題部<br>（所在・地番・地目・地積）<br><br>不動産登記簿（家屋）の表題部<br>（所在・地番・家屋番号）<br><br>※所有者名義人などの住所・所在地の変更については、ご自身で届出が必要です。詳細は法務局まで直接お問合せください。 | 名古屋法務局（岡崎支局） | | 52-6415 |

## ■住所変更の届出が不要なもの（希望により修正するもの）

| 本籍・住所変更<br>手続き対象 | 関係する機関・部署<br>所 属 名 | | 市外局番<br>(0564)<br>ＴＥＬ<br>ＦＡＸ | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 【岡崎墓園】<br>墓地使用者住所等変更届<br>兼岡崎墓園墓地利用許可証<br>書換交付申請書 | 保健所　保健政策課 | 施設整備係 | 23-6182<br>23-5041 | 新住所表記に許可証の書き換えを希望する場合は、それぞれの申請書の提出が必要です。 |
| 【岡崎墓園納骨堂】<br>納骨壇使用者住所等変更届<br>兼納骨壇利用許可証<br>書換交付申請書 | | | | |
| 【市有中町・欠町共同墓地】<br>市有墓地使用者住所等変更届<br>兼市有墓地利用許可証<br>書換交付申請書 | | | | |

## ■市から郵送されるもの

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">郵送されるもの</th><th colspan="2">関係する機関・部署</th><th rowspan="3">詳　細</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">所　属　名</th><th>市外局番(0564)</th></tr>
<tr><th>TEL<br>FAX</th></tr>
<tr><td colspan="2">住所変更通知</td><td rowspan="2">市民課</td><td>住民記録係</td><td>23-6134<br>27-1158</td><td rowspan="2">公告の日の翌日以降、順次新しい住所及び本籍を記載した「住所変更通知」・「本籍変更通知」を郵送します。<br>※再交付はしません。</td></tr>
<tr><td colspan="2">本籍変更通知</td><td>戸籍係</td><td>23-6135<br>27-1158</td></tr>
<tr><td rowspan="2">国民健康保険</td><td>資格確認書</td><td rowspan="2">国保年金課</td><td>資格係</td><td>23-6167<br>27-1160</td><td rowspan="6">公告の日の翌日以降、順次新しい住所を記載した資格確認書、被保険者証、受給者証等を郵送します。<br>※新しい資格確認書、被保険者証、受給者証等が届くまでは、「旧証」をお使いください。<br>※母子家庭等医療費受給者証については一斉更新があるため、有効期限までそのままお使いください。</td></tr>
<tr><td>限度額適用（標準負担額減額）認定証</td><td>給付係</td><td>23-6169<br>27-1160</td></tr>
<tr><td>介護保険</td><td>被保険者証</td><td>介護保険課</td><td>保険料係</td><td>23-6647<br>23-6520</td></tr>
<tr><td rowspan="5">医療費受給者証</td><td>障がい者</td><td rowspan="6">医療助成室</td><td rowspan="5">福祉医療係</td><td rowspan="5">23-6148<br>27-1160</td></tr>
<tr><td>精神障がい者</td></tr>
<tr><td>子ども</td></tr>
<tr><td>母子家庭等</td></tr>
<tr><td>後期高齢者福祉</td></tr>
<tr><td>後期高齢者医療</td><td>特定疾病<br>療養受給者証</td><td>高齢者医療係</td><td>23-6841<br>27-1160</td></tr>
</table>

## ■ご自身で住所変更の手続きをしていただくもの

## 岡崎市に届出が必要な手続き

### ★各種カード関係

| 本籍・住所変更手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署 所属名 | | 市外局番(0564) TEL FAX | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| マイナンバーカード・署名用電子証明書 | ・マイナンバーカード<br>※住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)の入力が必要。<br>※署名用電子証明書は、本人のみ手続き可能。暗証番号(英数字6文字以上)の入力が必要。 | 市民課 | マイナンバー係 | 23-6800<br>27-1158 | マイナンバーカード(個人番号カード)は引き続き有効です。マイナンバーカードの表面追記欄に新しい住所を記載し、ＩＣチップの内容を更新します。市民課(８番窓口)・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎３階)にて、すみやかに手続きをしてください。<br>なお、新住所記載の為の表面記載欄に余白が少ない場合は、住所の記載ができず、マイナンバーカードの再交付申請をしていただく可能性があります。詳しくはお問い合わせください。 |
| 在留カード・特別永住者証明書 | ・在留カード　または<br>特別永住者証明書 | | 届出窓口係 | 23-6129<br>27-1158 | 住居地の変更届出をしていただく必要はありません。ただし、必要に応じて、在留カード、特別永住者証明書の裏に新住所を記載することもできます。市民課(７番窓口)・支所・市民サービスコーナー(イオンモール岡崎３階)にて、手続きをしてください。 |

※　公告の日（令和７年９月 12 日予定）の翌日以降に変更の手続きをお願いします。

※　マイナンバーカードの暗証番号を忘れてしまった場合、本人確認書類（例：運転免許証、パスポート、健康保険被保険者証・健康保険資格確認書、年金手帳・基礎年金番号通知書、医療受給者証等）をお持ちの上、本人に来庁していただく必要があります。

※　本人又は同一世帯の方以外が手続きされる場合は、あらかじめお問合せください。

# ★各種手帳

| 本籍・住所変更手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署 所属名 | | 市外局番(0564) TEL FAX | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 精神障がい者保健福祉手帳 | ・精神障がい者保健福祉手帳<br>・マイナンバー（個人番号）がわかるもの<br>・本人確認書類 | 障がい福祉課 | 障がい2係 | 23-7674<br>25-7650 | 次回手続来庁時に区画整理により住所が変更した旨を申し出てください。 |
| 被爆者健康手帳 | ・被爆者健康手帳<br>・住民票の写し　または住所変更証明書 | 保健所 保健政策課 | 医務指導係 | 23-6695<br>23-5041 | |
| 身体障がい者手帳 | ・各手帳、各受給者証、各証明書等<br>・マイナンバー（個人番号）がわかるもの | 障がい福祉課 | 障がい1係 | 23-6154<br>25-7650 | |
| 療育手帳 | | | | | |

# ★自立支援医療制度

| 区分 | 本籍・住所変更手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署 | | | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 所　属　名 | | 市外局番(0564)<br>TEL<br>FAX | |
| 更生医療 | 受給者証<br>自己負担額上限管理票 | ・自立支援医療受給者証<br>・自己負担額上限管理票<br>・マイナンバー(個人番号)がわかるもの | 障がい福祉課 | 障がい1係 | 23-6154<br>25-7650 | |
| 育成医療 | 受給者証 | ・自立支援医療（育成医療）受給者証<br>・マイナンバー（個人番号）がわかるもの | 障がい福祉課 | 障がい2係 | 23-6180<br>25-7650 | |
| 精神通院 | 受給者証 | ・自立支援医療（精神通院）受給者証<br>・マイナンバー(個人番号)がわかるもの<br>・本人確認書類 | 障がい福祉課 | 障がい2係 | 23-7674<br>25-7650 | |

## ★その他医療助成・福祉サービス・手当関係

| 区分 | 本籍・住所変更<br>手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署<br>所　属　名 | | 市外局番(0564)<br>TEL<br>FAX |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療助成 | 養育医療券 | ・養育医療券<br>・本人確認書類 | こども家庭センター | 母子相談1係 | 23-7683<br>23-6833 |
| | 小児慢性特定疾病医療受給者証 | ・小児慢性特定疾病医療受給者証<br>・マイナンバー（個人番号）がわかるもの<br>・本人確認書類 | 保健所 健康増進課 | 成人・難病支援係 | 23-6069<br>23-5071 |
| | 特定医療費支給認定<br>特定疾患医療給付事業<br>先天性血液凝固因子障害等治療研究事業 | ・住所変更通知※<br>・各受給者証（票）等の原本<br>・本人確認書類 | 障がい福祉課 | 障がい2係 | 23-6180<br>25-7650 |
| | Ｂ型，Ｃ型肝炎患者<br>医療給付事業受給者票 | ・Ｂ型，Ｃ型肝炎患者<br>医療給付事業受給者票 | 保健所 生活衛生課 | 感染症対策係 | 23-5082<br>73-6600 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 福祉サービス | 障がい福祉サービス | 受給者証 | ・各受給者証, 手当証書等<br>・マイナンバー（個人番号）がわかるもの | 障がい福祉課 | 審査給付係 | 23-6853<br>25-7650 |
| | 地域生活支援事業 | | | | | |
| | 児童通所支援 | | | | | |
| 手当等 | 愛知県在宅重度障がい者手当 | | ・本人確認書類 | 障がい福祉課 | 障がい1係 | 23-6154<br>25-7650 |
| | 特別児童扶養手当 | | ・各手帳、各受給者証、各証書等 | | | |
| | 愛知県心身障害者扶養共済制度 | | | | | |

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

## ★図書館利用関係

| 本籍・住所変更手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署 所属名 | | 市外局番(0564) TEL FAX | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 図書館利用者登録 | ・住所変更通知※<br>・本人確認書類<br>・図書館資料貸出証 | 中央図書館 | 資料提供サービス係 | 23-3111<br>23-3165 | 中央図書館、額田図書館、各市民センター図書室、げんき館情報ライブラリーのいずれかの窓口で住所が変更された旨お申し出ください。 |

※住所変更通知は、世帯主の方宛に市民課から郵送されます。

## ★岡崎市に届出が必要な事業者のかた

| 手続き対象 | 必要書類等 | 関係する機関・部署 所属名 | | 市外局番(0564) TEL FAX | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 食品営業許可等の変更届 | | 保健所 生活衛生課 | 食品衛生係 | 23-6068<br>73-6600 | ・食品営業を行う事業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。<br>・施設所在地の標記に変更があった場合（施設の移転を除く）も、変更届を提出してください。 |
| 食品営業許可証の書換え交付申請 | ・食品営業許可証 | 保健所 生活衛生課 | 食品衛生係 | 23-6068<br>73-6600 | ・食品営業許可証の記載事項に変更があった場合は、食品営業許可証の書換え交付申請をして、食品営業許可証の書換えを行ってください。 |
| 生活衛生関係施設の営業者住所の変更 | | 保健所 生活衛生課 | 環境衛生係 | 23-6187<br>73-6600 | 理容所、美容所、公衆浴場、旅館業、興行場、クリーニング所等の生活衛生関係施設の営業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 |
| 薬事関係施設の営業者住所の変更 | 開設者が法人の場合、登記事項証明書（毒劇物販売業の場合は不要） | 保健所 生活衛生課 | 環境衛生係 | 23-6187<br>73-6600 | 薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器販売業、毒劇物販売業等の薬事関係施設の営業者の住所に変更があった場合は、変更届を提出してください。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療機関、施術所、歯科技工所を開設している方 | ・届出印 | 保健所　保健政策課 | 医務指導係 | 23-6695<br><br>23-5041 | すみやかに住所変更の手続きをしてください。 |
| 介護保険<br>指定事業者等 | ・介護保険法に関する変更届出書<br>・老人居宅生活支援事業変更届<br>・老人デイサービスセンター変更届<br>・老人短期入所施設変更届<br>・老人介護支援センター変更届<br>・老人ホーム事業変更届<br>・有料老人ホーム変更届<br>・指定通所介護事業所等における宿泊サービスの実施に関する変更届出書<br>・その他添付書類 | 介護保険課 | 事業所指定係 | 23-6646<br><br>23-6520 | |

# 年金関係

<table>
<tr><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">本籍・住所変更<br>手続き対象</th><th rowspan="3">必要書類等</th><th colspan="3">関係する機関・部署</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">所　属　名</th><th>市外局番(0564)</th></tr>
<tr><th>TEL<br>FAX</th></tr>
<tr><td rowspan="4">加入中</td><td>1号（国民年金）</td><td>市役所が変更するため、手続きは不要です。</td><td>国保年金課</td><td>窓口係</td><td>23-6431<br><br>27-1160</td></tr>
<tr><td>2号（厚生年金）</td><td colspan="4">マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。<br>マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。</td></tr>
<tr><td>3号（国民年金）</td><td colspan="4">マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方は、原則届出は不要です。<br>マイナンバーと基礎年金番号が結びついていない方は、すみやかに事業主へ届出ください。</td></tr>
<tr><td>その他の<br>企業年金・<br>年金基金など</td><td colspan="4">加入先の連合会、勤務先の人事・労務部門などへ直接お問合せください。</td></tr>
<tr><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">本籍・住所変更<br>手続き対象</th><th colspan="3">関係する機関・部署</th><th rowspan="3">備　考</th></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">所　属　名</th><th>市外局番(0564)</th></tr>
<tr><th>TEL<br>FAX</th></tr>
<tr><td rowspan="3">受給中</td><td>国民年金</td><td rowspan="2">岡崎年金事務所</td><td rowspan="2">お客様相談室</td><td>23-2637</td><td rowspan="2">住所変更の届出が必要な場合がありますので、岡崎年金事務所お客様相談室へ、すみやかにお問合せください。</td></tr>
<tr><td>厚生年金</td><td>23-4511</td></tr>
<tr><td>その他の<br>共済年金・<br>企業年金・<br>年金基金など</td><td colspan="4">現在受給中の年金支給元の連合会などに、直接お問合せください。</td></tr>
</table>

# 自動車関連の手続き

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">本籍・住所変更<br>手続き対象</th><th colspan="3">関係する機関・部署</th><th rowspan="2">備　考</th></tr>
<tr><th colspan="2">所　属　名</th><th>TEL</th></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">運転免許証</td><td rowspan="4">愛知県警察</td><td>運転免許試験場</td><td>052-800-1351</td><td rowspan="3">必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。<br>※本籍が変更になる方は、本籍変更の手続きも必要です。</td></tr>
<tr><td>東三河運転免許センター</td><td>0533-85-7181</td></tr>
<tr><td rowspan="2">岡崎警察署</td><td rowspan="2">0564-58-0110</td></tr>
<tr><td colspan="2">自動車保管場所<br>証明書</td><td rowspan="3">必要書類等につきましては、関係する機関に直接お問合せください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車検査証</td><td>普通乗用車<br>バイク(250CC 以上)等</td><td>中部運輸局</td><td>愛知運輸支局<br>西三河自動車<br>検査登録事務所</td><td>050-5540-2047</td></tr>
<tr><td>軽乗用車</td><td>軽自動車検査協会</td><td>愛知主管事務所<br>三河支所</td><td>050-3816-1772</td></tr>
</table>

# 登記関係の手続

**名古屋法務局岡崎支局**

**岡崎市羽根町字北乾地５０－１　岡崎合同庁舎３階　　℡（0564）52－6415**

1.　区画整理登記に要する期間は、換地処分の公告の日（令和７年９月 12 日予定）の翌日から約４か月の予定ですが、この期間中は、法務局の区画整理地区内の土地及び建物（新築の場合は除く）の登記申請は受付されません。したがって、登記申請は法務局の処理が完了する予定の**令和８年２月上旬以降を目途に提出願います**。

2.　不動産登記申請書には、不動産の表示の記載が必要となりますので、区画整理後の物件が特定できる資料（換地明細通知書、登記完了証等）及び岡崎市役所市民課で発行された住所変更証明書をご持参ください。

3.　ご自身で登記申請をされるに当たって、登記手続案内を希望される場合、法務局では事前に予約していただく必要があります（電話予約可）。登記の申請に必要な書類や申請書の様式のご案内をいたします。

℡　（0564）52-6415（代）

| 事項 | 住所変更手続き |
|---|---|
| 不動産登記土地・建物の甲区住所欄<br>（所有権者の住所欄） | 所有者が登記申請書、住所変更証明書（※１）を持参して手続きしてください。 |
| 不動産登記土地・建物の乙区住所欄<br>（抵当権者等の住所欄） | 権利者（抵当権、地上権、賃借権、仮登記など）が登記申請書、住所変更証明書(※１)を持参して手続きしてください。 |
| 会社等の法人の本店・支店の所在地、法人代表の住所欄 | 変更後２週間以内に、法人の代表者等が登記申請書、町名地番変更証明書（※2）を持参して手続きしてください。 |

**【参考】**

| 管轄法務局 | 不動産登記管轄区域<br>（注）不動産の所在地が管轄区域になります | 商業・法人登記 |
|---|---|---|
| 名古屋法務局岡崎支局 | 岡崎市、額田郡幸田町 | 岡崎市、額田郡幸田町、豊橋市、田原市、<br>豊川市、蒲郡市、刈谷市、碧南市、安城市、<br>知立市高浜市、豊田市、みよし市、西尾市、<br>新城市北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村） |

※１ 住所変更証明書は市民課、各支所で発行します。　（無料）

※２ 町名地番変更証明書は市街地整備課で発行します。（無料）

※　土地・建物登記者の名義が法人の場合は、まず法人登記簿の所在地変更が前提となります。その後、登記申請願います。

※　土地の表題部（所在・地番・地目・地積）登記、建物の表題部（所在・地番・家屋番号）登記については、市と組合が法務局に変更の届出を行いますので、手続きは必要ありません。

# 保留地を購入したかたがご用意いただく費用

| 事　項 | 準備していただく費用 |
| --- | --- |
| 保留地所有権移転登記 | 移転登記申請の諸費用（登録免許税・司法書士委託費用等） |
| 保留地の住宅ローンに関する抵当権設定変更登記 | 保留地の抵当権設定変更登記申請の諸費用（金融機関にご確認ください） |

## その他個別の事情・契約により必要となる手続き（一例）

| 本籍・住所変更<br>手続き対象 | 備　考 |
|---|---|
| 預貯金通帳 | 必要な手続き・書類等については、各ご契約先に直接お問合せください。 |
| 会員権・株式・債権等の<br>有価証券 | |
| クレジットカード | |
| 各種民間の任意保険<br>（生命・医療介護・損害・火災・地震・自動車・学資保険等） | |
| 電話（固定・携帯問わず） | |
| ガス・電気 | |
| インターネット回線 | |
| 公共放送受信料（NHK） | |

※記載されていない事項においても、住所・地番変更により手続きが必要となる場合があります。ご自身がサービス等を受けている契約先に、手続き内容をご確認ください。